

(健Ⅱ163F)

平成30年11月9日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

風しんの届出数の増加が認められる5都県における
抗体検査と予防接種実施状況の把握について

平成30年10月3日付文書(健Ⅱ135F)をもって貴会宛てご連絡申し上げたとおり、風しんの届出数の増加が続いている5都県(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県)に対しては、抗体検査や予防接種の実施状況等を確認するとともに、月1回国へ報告することが求められているところであります。

今般、上記報告にあたっての具体的な方法について、厚生労働省より5都県等の衛生主管部局(長)宛て通知がなされ、本会に対しても別添のとおり協力方依頼がありました。

同通知では、5都県の医療機関(任意の予防接種に対する助成を行っていない市町村、特別区に所在し、かつ、抗体検査の補助事業を行っている都道府県等に所属する医療機関に限る。)は、抗体検査の問診票等の備考欄に予防接種の実施状況として、以下の①から③のいずれかを記載し、都道府県等へ送付することを求めるものであります。

①予防接種をその場で行った場合、「予防接種実施済み」

②予約を取った、又は具体的に接種日を決めている場合、「予防接種実施予定あり」

③予防接種を受ける予定が未定である場合、「予防接種実施予定未定」

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
平成30年11月8日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんの届出数の増加が認められる5都県における
抗体検査と予防接種実施状況の把握について（協力依頼）

感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

風しん対策については、「風しんの届出数の増加が認められる5都県における風疹対策について（協力依頼）」（平成30年10月2日健健発1002第5号、健感発1002号第3号厚生労働省健康局健康課長、結核感染症課長連名通知）に基づき、風しんに対する一層の対策の実施を5都県にお願いしております。

当該通知においては、「抗体検査を受けた者の性別、年代、区分（妊娠を希望する女性または妊婦の同居家族）、抗体陰性件数、予防接種件数については、月に一度、国へ報告を求めることとする」と協力を依頼しているところです。

つきましては、その具体的な方法について下記のとおり取り扱うこととしたので、貴会会員への周知協力方、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 医療機関における対応

医療機関が任意の予防接種に対する助成を行っていない市町村、特別区に所属しており、かつ、抗体検査の補助事業を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、都道府県等という。）に所属する場合、当該医療機関は、抗体検査の問診票等の備考欄等に以下の①から③いずれかの記載をした上で、従来の送付先である都道府県等に当該問診票等を送付する。

- ① 予防接種をその場で行った場合、「予防接種実施済み」の記載
- ② 予約を取った、又は具体的に接種日を決めている場合、「予防接種実施予定あり」
- ③ 予防接種を受ける予定が未定である場合、「予防接種実施予定未定」と予防接種の実施状況を記載

2 各自治体における対応

- (1) 都道府県等において、それぞれ以下の情報を別添の様式に入力する。
 - ・ 抗体検査及び任意の予防接種に対する助成を行っている場合
抗体検査及び任意の予防接種の間診票等を基に、抗体検査の結果及び予防接種の人数を入力
 - ・ 抗体検査の助成のみ行っている場合
1. に基づいて、医療機関において作成された抗体検査の間診票等を基に、抗体検査の結果及び任意の予防接種の実施状況を入力
- (2) 都道府県等においては、抗体検査及び任意の予防接種の間診票等を受け取った月の次月末までに、厚生労働省に報告様式を提出する。なお、電子メールに報告様式を添付し、提出するものとする。

報告様式提出先：結核感染症課 fuushin_kourou@mhlw.go.jp(村角)

別添：抗体検査と予防接種実施状況の報告様式

事務連絡
平成30年11月8日

埼玉県内保健所設置市
千葉県内保健所設置市
東京都内保健所設置市
神奈川県内保健所設置市
愛知県内保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんの届出数の増加が認められる5都県における
抗体検査と予防接種実施状況の把握について（協力依頼）

感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

風しん対策については、「風しんの届出数の増加が認められる5都県における風疹対策について（協力依頼）」（平成30年10月2日健健発1002第5号、健感発1002号第3号厚生労働省健康局健康課長、結核感染症課長連名通知）に基づき、風しんに対する一層の対策の実施を5都県にお願いしております。

当該通知においては、「抗体検査を受けた者の性別、年代、区分（妊娠を希望する女性または妊婦の同居家族）、抗体陰性件数、予防接種件数については、月に一度、国へ報告を求めることとする」と協力を依頼しているところです。

つきましては、その具体的な方法について下記のとおり取り扱うこととしたので、市町村や医療機関等の貴管内関係者への周知協力方、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 医療機関における対応

医療機関が任意の予防接種に対する助成を行っていない市町村、特別区に所属しており、かつ、抗体検査の補助事業を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、都道府県等という。）に所属する場合、当該医療機関は、抗体検査の問診票等の備考欄等に以下の①から③いずれかの記載をした上で、従来の送付先である都道府県等に当該問診票等を送付する。

- ① 予防接種をその場で行った場合、「予防接種実施済み」の記載
- ② 予約を取った、又は具体的に接種日を決めている場合、「予防接種実施予定あり」
- ③ 予防接種を受ける予定が未定である場合、「予防接種実施予定未定」と予防接種の実施状況を記載

2 各自治体における対応

- (1) 都道府県等において、それぞれ以下の情報を別添の様式に入力する。
 - ・ 抗体検査及び任意の予防接種に対する助成を行っている場合
抗体検査及び任意の予防接種の問診票等を基に、抗体検査の結果及び予防接種の人数を入力
 - ・ 抗体検査の助成のみ行っている場合
1. に基づいて、医療機関において作成された抗体検査の問診票等を基に、抗体検査の結果及び任意の予防接種の実施状況を入力
- (2) 都道府県等においては、抗体検査及び任意の予防接種の問診票・申請書等を受け取った月の次月末までに、厚生労働省に報告様式を提出する。
なお、電子メールに報告様式を添付し、提出するものとする。

報告様式提出先：結核感染症課 fuushin_kourou@mhlw.go.jp (村角)

別添：抗体検査と予防接種実施状況の報告様式